

### 3. 公害被害救済・大気汚染問題の解決に向けた取組みに関する資料の作成

#### 1) 対談記録「西淀川公害被害と地域の再生」及び「西淀川公害の略年表」

##### (1) 原典紹介

文献名	リバティおおさか企画展「西淀川公害と地域の再生」 記念行事「西淀川公害被害と地域の再生」 ＜対談記録＞ 森脇君雄（財団法人公害地域再生センター理事長） 芝村篤樹（桃山学院大学教授）
編集・発行	西淀川公害患者と家族の会
ページ数	10 ページ、A4 版
発行年月日	2002 年 4 月
中国語翻訳	金玲氏、孫琴氏
対談の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ 1 ] 公害反対運動に取り組むまで</li> <li>[ 2 ] 公害反対運動高揚期の活動</li> <li>[ 3 ] 公害反対運動の展開と行政の対応</li> <li>[ 4 ] 公害健康被害補償法改悪をめぐる動き</li> <li>[ 5 ] 裁判に勝っても終わらぬ公害</li> <li>[ 6 ] 合言葉は学習、団結、行動、そして勝利</li> <li>[ 7 ] 感情にも配慮した被告選び</li> <li>[ 8 ] 長期裁判に耐えられる原告を</li> <li>[ 9 ] 何が勝利へと導いたか</li> <li>[ 1 0 ] 反転攻撃は裁判勝利で</li> <li>[ 1 1 ] 世論と運動が裁判を動かす</li> <li>[ 1 2 ] 死を覚悟した判決</li> <li>[ 1 3 ] 日本の公害と被害者の願いを世界へ</li> <li>[ 1 4 ] 苦悩の歴史から新しい再生の道へ</li> <li>[ 1 5 ] 経験、被害の実態を長く伝えてゆきたい</li> </ul>

文献名	西淀川公害の略年表 ※リバティおおさか企画展「西淀川公害と地域の再生」記念行事「西淀川公害被害と地域の再生」対談時配布資料。
編集・発行	西淀川公害患者と家族の会
ページ数	4 ページ、A4 版
発行年月日	2002 年 4 月
中国語翻訳	金玲氏、孫琴氏
内容	1877 年から 2001 年までの年表と事象を記載。 本年表は、寺光忠男氏作成の年表をもとに、小山仁示氏著「西淀川公害」（東方出版）、西淀川公害患者と家族の会編「わたしたちの軌跡、そして未来へ」などを参照して作成した。

## (2) 企画展「西淀川公害と地域の再生」について

### ①開催に至る経過

大阪人権博物館（開館当時の名称は「大阪人権歴史博物館」、愛称「リバティおおさか」、1985年12月開館）は、部落問題をはじめとする人権問題に関する歴史的調査研究を行うとともに、関係資料、文化財を収集、保存し、併せてこれらを一般公開し、人権思想の普及と人間性豊かな文化の発展に貢献することを目的として開館されている。

常設展示のテーマの中に、「被差別部落と身分（当時）」というコーナーがあり、公害被害問題を人権問題として、博物館の展示や事業を通じて問題の解決のための課題を提示し、収集した資料に人権や差別という視点から、新しい価値を見出すことを目的としている。

同博物館では、2002年1月22日から2月17日に、企画展「西淀川公害と地域の再生」を開催した。当財団及び、西淀川公害患者と家族の会は、この展示に協力した。

本企画展では、高度経済成長と西淀川公害、被害の拡大と公害被害者運動、地域の再生とあおぞら財団の活動などが具体的に伝えるため、写真、資料、タスキや病気の記録等、医療器具や、個人の日記等、現物による展示をおこない、公害被害の実態を語る語り部として公害被害者が証言をおこなった。

また、本企画展の開催期間中に、記念イベントとして、2002年2月2日（土曜日）、午後2時から、同博物館内にて、西淀川公害反対運動と裁判、そして地域の再生に取り組む中心人物である森脇氏と、近現代史の専門家であり、西淀川公害の研究に造詣の深い芝村氏が対談を行い、西淀川公害被害の実態と歴史、公害問題の解決や未然予防に向けた取り組みなど、展示内容についてより理解を深めた。

### ②企画展の概要

名 称	企画展「西淀川公害と地域の再生」
会 期	2002年1月22日（火）～2月17日（日）
主 催	大阪人権博物館
協 力	西淀川公害患者と家族の会・あおぞら財団
会 場	大阪人権博物館ギャラリー
備 考	会期中展示室で公害被害者の方の証言を語るコーナーを設置 実施日：1月22日、29日、31日 2月8日、9日、13～17日
展示内容	I. 高度経済成長と西淀川公害 II. 被害の拡大と公害被害者運動 III. 地域の再生とあおぞら財団の活動
展示概要	西淀川公害被害の歴史を振り返りながら、公害で疲弊した地域の再生の課題を探る。

(3) 翻訳原稿 (日本語)

・対談記録：西淀川公害被害と地域の再生

### 公害反対運動に取り組むまで

芝村：

森脇さんは 1935 年生まれ、現在 66 歳 (対談当時) です。1961 年に西淀川区に来られ、60 年代の終わりから 70 年代にかけて反公害運動に取り組みます。まずは、反公害運動に取り組まれるまでの経過についてお話を伺いたいと思います。

森脇：

私は、岡山から伯備線に乗って備中高梁下車、高梁駅から 20 キロくらい山奥の集落 (有漢町) の一番てっぺんで育ちました。食べるのがやっとなという農家の、末っ子に生まれました。小学校の 3 年が敗戦でした。4 年生の 10 月に柿の木から落ちて、5 年、6 年と全く学校に行けず、ずっと病院と家の中でした。中学校には入りましたが、基礎教育ができていなかったの、得意なのは絵と習字だけでした。家から中学校に通うのにだいたい 6 キロくらい、それを毎日歩いていたので、身体だけは丈夫で喧嘩もよくしました。

中学を出て、私立の商業高校へ行きました。高校を卒業して、最初の就職先は名古屋でした。その後 2 年くらいで東京へ、そこも数年で変わって、大阪から岡山へと職業を十数回転々としました。自分に合った職業がないまま、タクシー会社へ就職しました。タクシー会社に入って、余りクルマに乗らないうちに、労働争議に巻き込まれてしまいました。営業免許返納などでこの労働争議は長期化し、当時、中心的に指導をしてきた幹部は解決の見込みがないと考え、組合を去りました。136 名の運転手が残りました。やる気のない私に「日給 800 円やるから専従事務局になれ」といわれて、長期化を覚悟の上で引き受けました。65 年に大会で書記長に選出され、2 年後に車庫が大阪市の土地収用法にかかり、管理していた組合に権利が認められて、解決金を分け合いました。戦いの記録として、書籍『不屈の旗』を出版し 1000 日闘争を終結しました。

1968 年に西淀川区にある淀川勤労者厚生協会へ就職しました。そこの理事長が面白い人で、「おまえ、ともかく大和田 (地域) へ行って病院をつくれ」と言われました。どうして病院をつくるのか、どうやればいいのかわからないままに「大和田守る会」(のちの、西淀川生活と健康を守る会大和田支部) の事務所へ行きました。そこはノミがいっぱいいて、よくみると床下に猫の死体がありました。組織とは名ばかりで数人の役員がただけで一から組織作りをおこない、多くの人から支援、資金援助をうけて千北病院をなんとか建てるのに成功しました。建てたのはいいけれど医師会とトラブルをおこし、思うようには患者は来ません。そこで、大阪市の 65 歳以上無料老人検診を行いました。いっぱい老人が集まって来ました。

森脇：

1969 年に西淀川が公害地域に指定されて『公害に係る特別措置法』が施行されました。それで、公害病と診断されるようになります。「あその病院は公害病をよくみてる」と広がり、同時に院長を先頭に公害反対闘争に全員で参加しました。この頃から医師会と

の話し合いで、公害検査センターを千北病院の一角に設けました。区医師会の附属公害センターのため公害病認定患者が検査のために年4回は集ってきます。患者の受付をしながら苦しみを聞き、この運動をしようと思いました。

## 公害反対運動高揚期の活動

森脇：

ぜん息のことを知ったのは1968年のことです。実は、病院を建てようということで大和田へ行ったのだけど、誰も知り合いがない。大和田公園に子どもを集めて、毎日ソフトボールをしていました。当時アイスクャンデーが5円でした。それをみんなに配って遊んでいた。そのときに、ひとりだけ「じーっ」と座って、仲間に入って来ない子がいました。

「あの子を入れてやれよ」と言うと、「あれはぜん息持ちや。バットなんか、よう握らん」と言う。その子にバットを握らせました。球は、ぜんぜんバットに当たらなかったのですが、ものすごく喜んでくれて、終わっても僕の袖を持って離れないでいました。

すぐ近くのその子の家へ行きました。家へ行って驚いたのは、そこの畳のあらゆる所に、点々と血の跡がついていた。「ああ、猫がいるのだな」と思いましたが、猫にしては、どうしてこんなに爪を立てるのかなと思って、おかあさんに「この血はどうしたんや」と訊いた。子どもが、夜の発作の苦しきのあまり畳に爪を立てて、その爪の間に畳のかけらが入って、手のつめの間から血が吹き出していたのです。暴れ苦しんだ跡でした。

もうひとりの出会いは、南竹照代さんです。彼女も大和田に住んでいました。24歳の若さで亡くなったのだけど、ものすごくひどい病状で、死に際に「部屋の中に入って欲しくない」と。どうしてかという、「おかあさんが空気を吸うから。おかあさんに空気を吸われると自分の吸う空気がなくなるから」といった。最後はとうとう肺がしぼんでしまって、亡くなりました。

あとひとりには網代千佳子さん。歳は南竹さんより一つ上。学校を卒業して、国際ホテルに就職しました。ところが、仕事の帰りに、尼崎の駅でぜん息の発作で窒息死しました。

大和田地域で隣近所の3人が公害によって苦しめられている、これらの状況を見て、私はこの運動に生涯をかけようと思ったのです。私みたいにいい加減な男が、公害運動に取りつかれた大きな理由です。

森脇：

公害運動というのは、見れば汚い煙が出ている。何とかしよう。そして、みんなで一諸に自治体、汚染企業へ訴える行動をする。子どもの頃よく喧嘩をしたのと同じことをそこでやればいいのだということを僕は感じた。もう一つは、検査技師の田中千先生という方がものすごく勉強家で、一から細かいことを教えていただきました。疫学、法律、組織などの知識を得たことにより、ますます自信を持ち、公害運動に走らせた条件となりました。

## 公害反対運動の展開と企業・行政の対応

芝村：

1960年代末から70年代前半にかけては、日本の公害問題と反公害運動を考える場合、非常に大きな高揚期であったと思います。60年代の半ばの運動から70年の『西淀川から公害をなくす市民の会』につながって、さらに1971年『大阪から公害をなくす会』が結成されます。そういう中で、森脇さんが中心として、ご活躍になるわけですが、当時の、色々な公害運動の中で、森脇さんがどのような展開をしていったのかということ、伺いたいと思います。

森脇：

永大石油というのは、国道43号線の出来島公団住宅の近くにありました。その会社は廃油を使用してピッチオイルなどをつくっていた。その工場から出るものは、高濃度の亜硫酸が発生しひどい臭いと目が痛く刺激します。その煙で公団に植えている朝顔が一夜にして全部枯れてしまい大騒ぎになりました。この事件で出来島地域の町会、新婦人の会、PTAが中心になり、運動に火がつかしました。千北病院が永大石油の反公害運動のカナメになることで更に大きく運動が発展しました。永大石油は、最終的には大阪市が買い上げ、一段落したので『永大石油公害をなくす会』から『西淀川から公害をなくす市民の会』へ名前を変更しました。

当時の状況は、スモッグが出ると、車は昼間でもライトを照らし、それでも3m先までしか見えない。小学校でも、運動会をスモッグがひどいため一度やめて、もう一度再開するということがありました。

それと同時に、自民党を除く政党を全部含めて運動を起こして、1,500人を集めた集会を開きました。「外島に公害企業進出反対」という大闘争が起こりました、そういう運動が左のほうから盛り上がってきたのに対して、右側も「やらなあかん」ということで、日赤奉仕団が追放委員会をつくって動いた。それは、区民全部が立ち上るという状況でした。70年には大阪市も西淀川を特別対策地区として公害機動隊を入れ積極的に活動を行い、大野川の埋め立て、神崎川の汚染対策を行いました。すでに69年には公害被害者が特別措置法で認定されていました。

森脇：

全国の大気汚染裁判で四日市訴訟の住民勝訴は私たちの運動に大きな励ましを与えました。被害者みずからの運動の筋道を教えてくれました。

72年には区医師会の協力で西淀川公害患者会が結成されました。公害をなくす運動が頭にあって、患者会運動は西淀川では他の地域より1年遅れ、全国的には西淀川は3番目の組織として誕生しました。

当時は患者会をつくり、被害者に企業拠出による責任と補償をさせることが運動の中心でした。医療費がものすごく高く、その日の生活や子供の学費すら払えない状況でした。73年には大阪市議会民生委員会に押しかけ、深夜まで座り込みの運動をして、西淀川区企業拠出による救済制度を創りました。

次の運動は、公害指定地域の拡大と西淀川区以外に患者会の組織をつくることでした。

今日、会場に来ている此花、城東、住之江、堺など、いろいろな地域へ組織づくりにまわりました。同時に、汚染企業の責任を取らせるため、関西電力や大阪製鋼などに連続して「公害企業は責任をとれ、被害賠償を行え」と抗議にいきました。国に対しては「制度をつくれ」と、川崎と西淀川が共同で要請書を提出。これらの運動は公害健康被害補償法ができる前の72～73年頃の運動です。だから、国の制度ができるまでは、総体的な運動というのか、あらゆるところに捨て身の集中攻撃をやった。それで大きな成果を得て、西淀川から大阪市全域が公害指定地域に拡大され、更に堺、東大阪、豊中、吹田、守口の地域も広がる。これらの地域に患者会も作ることが出来ました。73年から74年にかけてのことです。全国的にも公害地域指定の拡大運動が前進しました。

もう一つ、西淀川の幅広い運動を支えていたのは、小学校の教育です。学校の先生が果たした役割というのはものすごく大きい。各小学校の中の公害教育というのは、運動の前段階にあったということをお報告しておきます。

### 公害健康被害補償法改悪をめぐる動き

芝村：

住民運動が下火になってゆき、そして、公害・環境行政が後退してゆくという情勢の中で、西淀川では、公害裁判への取り組みが始まります。そして78年に公害裁判が始まるということになってゆきます。この間の事情について森脇さんからお話を聞きたいわけですが、なぜ裁判への取り組みが始まったのか、その中でどのような困難があったのか、ということについて、お話をいただきたいと思います。

森脇：

公害健康被害補償法ができたのは73年。この制度をつくった人は橋本道夫さんです。のちにできる「全国公害患者の会連合会」はこの人のお陰でできたと思います。補償法をつくる時に、四日市や川崎や西淀や尼崎、倉敷などを呼んで、どういう法律をつくるかという患者の意見を事細かく聞いていったのです。当時は、本当に親切なやさしいお医者さんでした。その法律の中身について中公審（中央公害審議会）にも患者の代表を入れ討議するなか、児童補償や主治医の意見の尊重などを改めて制度の中に取り入れました。

西淀川公害裁判を提訴したのが78年です。その6か月前の77年11月に、大阪府へ来た橋本さんは「二酸化窒素の環境基準・0.02ppm というのは守る」と説明しています。しかし西淀裁判を訴えて、3か月後には環境基準が2～3倍に緩和されてしまいました。西淀の裁判をきっかけに、財界全体から相当な圧力があつたという経過も聞いています。ちょうどその当時、瀬戸大橋を建設するから、ちょうど手前のところが、0.02ppmではやっていけないから、0.04ppmから0.06ppmに緩和したと言う学者もいます。西淀川裁判は、「この基準まで守れ」という裁判を起こしているわけです。その裁判を起こした途端に、2倍から3倍に緩めたわけですから、裁判にも大きく影響することになりました。

森脇：

「二酸化窒素の基準緩和は、公害対策を緩め、被害者が増大する」と抗議。環境庁とは真っ向から対決になりました。78年6月に衆院公害特別委員会に参考人で「NO<sub>2</sub>環境基準緩和反対」の意見陳述をしました。7月には連続して橋本大気保全局長と交渉、10日は深夜まで交渉しましたが、交渉している間に、テレビで環境基準緩和が発表されるというひどい話でした。東京都、大阪府など多くの自治体が基準緩和に反対しました。国会答弁でも委員会でも大荒れしながら強行し採決されました。

財界の指導で、さらにものすごい巻き返しがあります。経団連は1976年に「公害健康被害補償制度に関する要望書」を提出しており、1978年には「公害指定地域をなくし、公害健康被害補償法を潰す」という内部秘密文書を出しました。経団連は大量にきれいなカラーのパンフを発行して「こんなに空気がきれいなのに、こんなに患者が出るのはおかしい」という大宣伝をしました。81年12月には臨調に対して「環境行政の合理化に関する要望」を提出。83年3月、臨調最終答申では「指定地域及び解除の要件を明確にすべし」となりました。

一方、被害者団体側の動きですが、全国各地の患者会は73年11月、名古屋で「全国公害患者の会準備会」を結成しました（7地域）。76年6月には「全国公害患者の会準備会」と全国の公害弁護士、イ病対策協議会、豊中空港訴訟、新潟水俣訴訟、などが集まり全国の公害被害者は統一して『公害被害者総行動デー』を行いました。この交渉では環境週間と同時に環境省、経団連、被告企業など各地域の公害被害者が要求を持ち寄り、解決に向けてひとつひとつを闘いぬくものです。

森脇：

闘いが全国闘争に広がり、81年5月に大阪で「全国公害患者の会連合会（連合会）」を結成しました。補償法が改悪されるまでの5年間は東京で全国大気汚染の患者は、すさまじい闘いを続けました。この間の中央行動は23波、のべ5,691人が参加しています。ビラ配布は109国会だけで86,000枚、患者会常駐者243人でした。

臨調闘争では83年1月10日には直接臨調前に600人が座り込み、代表者に直訴文を一人一人渡すなど正月を返上してまで要求を提出。その間に答申を4回書き直す成果もありましたが、83年11月に環境庁は中公審に「指定地域の条件見直し、指定解除」について諮問しました。一方で政府は地方自治体に指定地域解除について意見を求めました。

連合会は緊急中央行動をとり、これより中公審開催時の要請行動が始まりました。患者会は中央行動と共に地元の運動に全力をあげる方針を出しました。地方自治体にも指定地域解除に反対するよう連日交渉しました。自治労幹部との話し合いをし、共闘していくことを確認しました。

86年10月中公審は臨時総会を開き「41指定地域を全面解除、新規認定せず」の答申を出しました。患者会は国会闘争にむけ第2ラウンドの体制を組みました。事務局5人が専従体制で全国から参加の患者と共に国会議員、政党、労組や団体を回りながら、街頭ビラを毎日つくり配布しました。

結局、87年9月第109臨時国会で補償法は改悪され、新たな患者は救済されなくなりました。このときの可決文書は専門委員会の報告の結論部分、下3行が書き換えられ、強行されたものでした。当日は全国から患者、支援を含め550人が参加し、もてる知恵と力を

出し死力を尽くしました。霞ヶ関第 5 ビル合同庁舎の 1 階ロビーと正面玄関前で文字どおり内と外が一体となった抗議の座り込みを整然と行いました。

補償法の改悪に対して、患者会は中央集会を開き「裁判闘争の強化」を訴え、新たに尼崎、名古屋で裁判を起し反撃の烽火をあげることになりました。さらに、今裁判を続けている千葉、西淀川、川崎、倉敷の裁判に必ず勝利することも誓い合ったのです。

芝村：

1978 年以後、各地で裁判が取り組まれてゆくわけですが、この裁判がもともと勝てる見通しではなかったというふう聞いております。色々な取り組みで、紆余曲折を経て勝利に向かうということになるわけですがけれども、その、勝てない裁判をなぜ勝てたのか、その決め手は何だったのでしょうか。

### 裁判に勝っても終わらぬ公害

森脇：

1972 年、大気汚染裁判で初めて四日市訴訟で住民の勝利判決が出ました。同じ年に住民の闘いと被害者の声を直接聞きたいと思い、四日市認定患者の会の塚田事務局長を訪ね、案内して頂きました。四日市の街は、煙突が非常に多く、工場から出る煙は太陽の光を遮っていました。市内が空洞化して企業住宅には人が住み着いて居ませんでした。工場から流れ出る水はきれいだが、魚がまるで泳いでいないのが印象的でした。

私たちは公害健康被害補償法をつくりましたが、法律の中で誰が汚染した犯人なのか、明確になっていない。どうしても、「この公害企業が犯人だ」「被害を出して悪かった」と被害者に頭を下げさせたい。今まで、汚染企業にたいし責任追及をしてきて、企業も「責任の一端はある」と言いながら、国の法律に逃げ込んでしまった。私の心の中で割り切れないものを感じていました。そこで「負けてもいいから汚染企業を法廷に出したい」と思ったのです。

「特別措置法」で西淀川が公害地底地域とされた都市の 1969 年、大阪弁護士会公害対策委員会は「大阪ゼンソク」と言われる西淀川一帯の大気汚染、および堺地域の調査をおこなっています。弁護士会の月報に「西淀川地区の実態調査経過報告」が掲載され「因果関係の立証が非常に困難で汚染源の特定や司法救済の効果についても、中小企業が多く四日市と比較して困難である。しかし、被害の救済を推進し後押しするという面からアピールが必要である」と書かれています。当時は患者会も結成されていないし、被害者運動の盛り上がりもない。井上（善雄）弁護士にこの話をきいたのは裁判が終了してからです。

西淀川で裁判を起したいと思い、73 年 5 月、個人的に青年法律家協会（青法協）の伊多波事務局長を訪ね、「西淀川で裁判はできないか？」と相談をしに行きました。そして豊中で開かれた「青法協第 5 回全国公害研究集会」に参加しました。7 月 27 日の全体会議で「全国で大気汚染がひどく患者数も多い西淀川で裁判ができないか！」と訴え、青法協大阪支部に大気汚染問題研究会ができたと思います。

また、大阪弁護士会に対しても患者会が 74 年 3 月 28 日に文書で申し入れ、大阪弁護士会は 4 月 11 日に西淀川の大気汚染裁判対策のための西淀川問題小委員会を設置しました。



75年7月、大阪弁護士会としての「西淀川の公害実態調査報告」見解が出ました。

これを受けた形で大気汚染研究会が西淀川の被害者の中に入り、本格的に調査に入るようになりました。

## 合言葉は学習・団結・行動そして勝利

森脇：

大気汚染研究会が活動してから提訴までは2年9ヶ月の間、永くて、苦しい、難しい討議が続きました。差し止め訴訟の問題では学者、弁護士、被害者が集まり検討し、合宿で成否について討論をしましたが、決まらず、また、大気汚染と気象の関係を学習して、どう西淀川に汚染物質が到達するか、また共同不法行為でも大議論が続きます。「どの企業を被告企業にするか!」、「西淀川は“もらい公害”で地元の企業の排出量が少ない!」などと議論百出、時間だけが過ぎていきました。

76年11月に提訴への意見が固まり12月から各班での方針検討の学習会が連日続きました。77年2月、学者、弁護士合同合宿。提訴への問題点を詰め、まあ、何とか形が出来上がりました。

この間、弁護団構成についても検討され、団長候補も「大物」候補にあたりましたが、色よい返事はなく、77年12月に初代日本弁護士連合会公害委員長だった関田雅雄先生を思い出し、お願いしに行き、快く引き受けて頂いたと聞いています。

医師、教職員、弁護士、市民の協力を得て、76年9月に「西淀川—公害をなくせ」のパンフを発行しました。それは公害の被害の実態と空気の汚れ、公害対策や汚染源など分かりやすく書かれた物でした。これで多くの市民、公害をなくす運動を広げ、地元の振興町会や学校、府下の団体にも説明に行きました。

患者会では、役員会、支部会議、班会議を開き、全員参加を合言葉に「一に学習、二に団結、三に行動、四に勝利」を徹底して話し合いました。77年1月「新春初顔合わせ」役員班長合同会議で裁判提訴を提案し、団結を誓い合いました。同時に「提訴の賛否と提訴内容を全会員に知らず」方針を決めました。当時患者会は9支部71班、1,730世帯、2600人以上を組織していました。臨時総会に向けて患者会は、1.なぜ、訴訟を準備したか、2.訴訟はどんな内容で行うか、3.裁判勝利のために必要な活動、について討議を行いました。

9支部、71班は3ヶ月かけて全班が会議を開き、裁判は患者会運動の1つとして位置づけ、賛成か反対か、そのために、どこの企業に責任があるのかを語り、討議案と『なくせ公害』のパンフレットを持って、班の討議に入り、一人ひとりの意見を聞きました。全班での討議が終わり、83%の人が参加して討議した結果、「提訴しよう」と結論が出ました。訴訟に対する態度は、「みんなで団結して訴訟をする」が98.5%でした。

討議の中で多く出た意見は、「何年かかるのか」、「勝てる見込みは」、「裁判費用が払えるのか」など多くの意見が出ました。そのとき、私が答えたことは、「何年かかるか」に対し「3年以上はかかるかな?」、次の「勝ちますか」というのは、「そりゃ、子どものためにも勝つよう、みんなで力を合わせて頑張ろう、こんな被害に責任を取らせずに黙っていられますか?」と言ったと思います。弁護士の先生で勝てると思っていた方はいなかったようです。それでも、訴訟しようと決意を固めました。

## 感情にも配慮した被告選び

森脇：

この裁判は長期化するとは思いましたが、水俣もイタイイタイ病、四日市公害訴訟などは、一審の勝利から 2 年ほどで解決していました。西淀川裁判の複合汚染の難しさと、誰が犯人かわからない、関西の大企業を相手にすることになりましたが、それでも、「3 年くらいと違うか」と答えていました。「では、どうやって、どの企業を被告に選ぶのか」という質問には、72 年に重油を大量に使用している企業を対象にしました。硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん排出量の多い順にズラッと並べました。すると、西淀川の企業は、隣の尼崎や此花の関西電力などと比べると、最高の大阪製鋼でも関電の排出量の 9%に達していなかった。出している量は極めて少ない。西淀川の被告企業以外で中小企業から排出される割合も多い。湾岸の全部から煙が出ている中で、その一部で“もらい公害”である西淀川が裁判を起こすことの難しさも説明しました。

西淀川の企業から被告を選ぶ作業は大変苦労しました。区民感情としては古川鋳業、日本化学、大阪製鋼、中山製鋼の名前はぜひ被告にして欲しいと要求がありました。永い間、汚い煙や粉塵で健康を害し苦しめられた被害者が、初めて自分で加害者を選ぶ、「あの公害企業だけや許せない」という感情もあって、排出量の順番だけ選ぶことはできませんでした。恨みや感情が多かった日本化学が被告から除外され中山製鋼が被告になったのも討議の結果です。国、公団を被告にするかは、弁護団で相当論議され、「五里霧中の状態の中で入れる」ことにしたそうです。大阪市は、西淀川区大和田にごみ焼却場があり、排出量も多く被告にすることも考えましたが、裁判では、「味方、中立」の立場で資料の提出をさせたいとの思いもあり、被告には加えませんでした。

被告企業は関西電力を初め 10 社（19 事業所）に決定。大企業、国、西淀川の中小企業を入れることで、裁判闘争は長期化することと負けることを覚悟の上で決めたとします。

## 長期裁判に耐えられる原告を

森脇：

患者会は 76 年 10 月、第 5 回総会で提訴の方向で討議方針を出し、提訴までは弁護団と一体となり原告選びに入りました。地域別・年齢別・等級別に、児童 5 人も入れて 98 人、死亡者、遺族を加えて 118 人を代表訴訟原告に選びました。これは 10 年、15 年と闘える人を選ぶのが目的でした。各支部の活動家が選出され、子供については医師の意見を聞き選出しました。

77 年 8 月、大和田小学校で臨時総会を開き、公害訴訟を提起することを全員一致で正式に決定しました。

森脇：

78 年 4 月 20 日、大阪地方裁判所に第 1 次提訴をしました。この日は「大阪公害患者の会連合会第 2 回総会」も兼ねており、中之島中央公会堂に 1,500 人が集まり、午後 1 時に

総会、2時から提訴行動に支援参加しました。

第1回公判が7月26日と決まり、前後集会は「大阪から公害をなくす会」と共催、「西淀川訴訟勝利決起集会」には、1150人が大和田小学校に集まりました。会場は、人がいっぱい入りきれず、運動場を第2会場にする状況でした。会場は熱くて氷柱を立てる熱気の中で浜田（耕助）解消、関田弁護士が檄を飛ばしました。

裁判闘争に入ると、案の定、大変な苦労の連続でした。相手の大企業はすべての資料を持っており、こちらの資料の中身は、ひとつずつ、煙突の長さ、大きさから計算して風向きを調べ「これくらいは排出しているだろう」とひとつひとつ立証していく、気が遠くなるほどの事を手探りでしました。事務局（村上）は、気象台の資料から風の方向について矢印を付けながら、毎日調べて書き込んでいました。本当に苦労しながら裁判を一つ一つ進めました。今になったら、本当に勝てたのが不思議で本当に良かったと感じます。

芝村：

この場には、原告であった患者の方も多くいらっしゃるわけですが、もともとこの西淀川の裁判はむづかしい。強大な大企業や国を相手にすること自体が大変な決意を必要とすることだったわけですが、さっき少しお話があったように、四日市というようなコンビナートや、あるいは水俣のような、加害企業が明確であるところとは違い、大企業もあるが中小・零細企業も非常に多い。しかも、隣の尼崎・此花など汚染源が多様であるということも難しかったということがあると思います。そして、それが被害と結びついているということも徹底的に追求しなければならないという困難さも含めて色々あったのではないかと思います。

## 何が勝利へと導いたか

芝村：

1978年に提訴し、大阪地方裁判所で第一次訴訟の判決が出たのが1991年ですから、それだけでも13年かかっているわけです。第二次・三次訴訟の判決が出たのが1995年、国・道路公団との最終和解が1998年ですから、20年間を裁判に要したわけです。私も小山（仁示）先生に言われるままに、西淀川公害の歴史について患者さんからいろいろとお話を伺うということもさせていただいたわけですが、振り返ってみればあの頃は若かったと、弁護士の早川（光俊）先生や津留崎（直美）先生は私よりも少し若いわけですから、青年そのものだったのです。それが終わってみれば、結構、年寄りになってしまってますね、変わっておられないのは森脇先生と小山（仁示）先生くらいという（笑）……。

芝村：

そういう、本当に長い歴史でした。私のほうでもそういう感覚を持つわけですから、患者さんは色々な考えをお持ちでいらっしゃるだろうと思います。1991年の第一次訴訟の勝利、そして、98年の最終和解、そういう色々な困難を抱えながら、遂に勝利に至るということになったわけですが、そのときの状況、特に勝利をもたらした要因のようなものも含めて、裁判の総括を、だんだん時間が押してきたのですが、お願いします。

森脇：

西淀川の裁判がこんなにも長くなったのは、相手の被告が強大だった、資料がなかなかでなかったなど色々理由はありますがそれよりも、患者自身の動きが裁判より国・経団連などとの闘いに巻き込まれたからでした。公害指定地域が解除され、補償法さえ危ない状況を経団連から仕掛けられて、国がそれに乗ってきた、このことに対する闘いを、まず全力投球でやりました。西淀川の裁判も継続しながら、西淀川の弁護団も、原告団も、患者も、東京へずっと張り付きました。私は、5年間東京へ行っていました。指定地域解除を含めた臨調での攻撃はすさまじいものでした。それに対してこちらが「守り」の戦いを徹底したことで、裁判闘争に力が入らなかったというのも、大きな原因だったと思います。

その間、西淀川公害患者と家族の会が裁判を指導してきましたが、原告団の強化と資金源を確保する目的で、第2次原告417人が84年7月に「生きる権利を求めて」をスローガンに「七夕提訴」を行いました。そこで、1次～2次を含め、改めて原告団結成総会を開き、浜田会長を原告にして団長に推薦しました。さらに85年5月、第3次原告143人を追加提訴し、東京にいた私も原告に加わり、患者会の運動から裁判闘争も重視する体制を作りました。患者は命をかけた、苦しい激しい、永い大闘争でしたが、経団連が要望した通り、87年9月の第19回臨時国会で補償法「改正」案が可決成立。公害指定地域が全面解除され、それ以後は新規患者の救済はされなくなりました。

## 反転攻撃は裁判勝利で

森脇：

私たちは、指定地域解除の時、環境庁の保健部長を日比谷公園の前に引っ張り出して、トラックの上に乗せて、そこで説明させました。患者会は今後の闘いとして今進めている各地（千葉、西淀川、川崎、水島）裁判を早期に勝利させよう、と決意しました。

さらに名古屋と尼崎の裁判を提訴し、この指定地域解除の誤りを正すことを打ち出しました。同時に、東京から地元へ帰って、公害企業と徹底的に闘おうと決意しました。この決意はこれから続く各自治体闘争や各裁判闘争を盛り上げました。

森脇：

大阪では86年6月、カネミ油症被害者と連携し、鐘化本社に100人座り込み行動で支援をしました。スモン裁判闘争にも、田辺、武田製薬本社が大阪にあり、積極的に参加しました。86年12月、「指定地域解除に対する自治体の意見聴取」で87年1月には大阪市環境保健部長交渉や市庁包囲人間の鎖行動を行い、大阪府には2月の知事交渉、寒い知事室前に座り込みをして、被害者は闘いました。患者自身と全国の仲間の支援で、9割の自治体が「公害指定地域解除に反対」の意見書を政府にあげることができました。

大阪に帰った私たちは裁判闘争に全力を挙げることにしました。早期決心を打ち出しましたが、弁護団との意見が分かれ、「共同不法行為が成立するか?」、「被害立証は?」、「まだ証言しつくしていないことなど数知れないほど出ました。ときには激しく、とても真剣な弁護団の議論を聞いていて、これは、勝つ気が少しですが出てきたなと感じました。

## 世論と運動が裁判を動かす

森脇：

公害指定地域がなくなり、今後は新しい患者は認められない。この闘いでの勢いが裁判に集中し、流れを創りだしました。それまで停滞していた裁判闘争が急激に盛り上がりました。帰ったらすぐ早期結審を弁護士団に働きかけました。裁判勝利への道を運動で広げるために、大阪の労働者や全国の仲間が中之島公会堂に2000人集まり結審集会を開きました。

西淀川裁判では、2回も結審しました。患者の言う「結審集会」と、裁判所の言う「結審」です。こうなると弁護士も、「それまでに間にあわさなきゃならん」ということで、結果的には全部の資料を結審に間に合わせてくれました。

「さあ！結審を迎える」となったわけですが、実は、弁護士の中で、勝てるか負けるかという議論は、この時期でも、ほとんどの人が「分からない」ということでした。

ともかく世論を広めるためには「署名をたくさん集めてくれ、署名で勝負しようやないか」ということでした。全国で100万署名運動に打って出ました。最初40数万、2回目を含めて74万くらい、合計で125万くらい集まったと思います。その署名を積み上げて、どんどん裁判所へ持って行きました。署名を持って行きながら、患者が裁判所に一言「早期に公正な判決を」と言いました。裁判所の中で問題になったのは、裁判官のロッカーの上へ最初は署名を置いていたわけですが、棚の上がいっぱいになり、置く場所がなくなってしまいました。場所を確保するために裁判所の中で討議をしたそうです。「西淀川裁判はそんな状況なのか」ということで、裁判所の中で話題になったそうです。大量の署名は内部にまで変化を及ぼしたのです。

森脇：

もうひとつの力は、市民生協の皆さんが本当によくやってくださいました。この署名の積み上げが、運動を大きく発展させました。患者会は全力を挙げて署名を集めました。堺の患者さんが一人で1万人集めました。そういう点では無我夢中ですごい闘いをしました。西淀川では地域振興会や商店街に呼びかけ、人口の70パーセントの署名を集めました。初めてのケースです。そして今度は、各地域の運動と一体となって「共感ひろば」を行い、その運動を盛り上げて、署名を集める地域で13カ所、関西地域の色々なところへ行って、地域の運動と共闘をやってきました。

年を取った患者が雨の日も、雪の降る日も、暑い日も、毎日タスキを掛け、裁判所前、淀屋橋、天満橋、被告企業前にビラを撒き、通行人に頭を下げ、被害を訴える原稿を持ちマイクで弁護士さんと一緒に訴えました。

また、こういう盛り上がりの中でも、関電は署名をいちいちチェックする癖があるそうですが一西淀川の署名をチェックしていたら、社員まで署名していました。大変なことになった「ようす」という表現に留めておきます。

こういう被害者を先頭にした訴えが西淀川公害裁判の勝利へのうねりを作りだし、裁判所に届いたのです。

## 死を覚悟の身につづく下痢

森脇：

判決の日には、私は「負けるだろう」と思っていました。患者会のほうでは「負ける」とは一言も言っていないのですが、「負けたときどうしようか」ということだけ考えていました。そのこともあって、私は判決を聞くとき法廷に入っていませんでした。

豊田弁護士と私は、裁判所前の宣伝カーの上にはいました。「豊田さん、私、勝手言うけど許してくれよな」と言うのと、「何ですか?」と言うので、そのときは黙っていました。

実は、その時、裁判所をとりまいている 6,000 人のうち、患者さんが 2,000 人ほどいました。その 2,000 人を裁判所に入れ、法廷の中で座り込み行動をやろうと思っていました。

「中に入り、座り込んで下さい!」という掛け声をするために、裁判所の入り口に 2,000 人の患者がいたわけです。これはちょっとめっちゃめっちゃな話ですが、実はそれくらい腹をくくっていたのと、今までみんなをここまでだましまししてきた責任は私がとらなきゃならないと思って、どういう責任の取り方がいいか一生懸命考えていました。

森脇：

だから、実は、判決の時には、死ぬ覚悟で来ていました。下痢が一週間つづいて、もう止まりませんでした。判決が出たときには、「これで一旦生きられたんやナ」、「死なずにすんでよかった」、という感じも含めて、判決の時は本当に嬉しかった。勝って涙があふれ出、上を向いてじっと我慢をしていました。しかも、その勝ち方は本当に皮ひとつ残った勝ち方で、それでも関西の大企業を相手に全面的に勝ったわけです。国には負けました。そこは次の裁判でカバーすれば良いことです。本当に良く勝ちました。だから、最初は、間違えたのかどうなのか、あわてました。数字をいっぱい間違えて判決を出しました。被害者の運動と署名と力というのは、よっぽど成果があったものと私は確信しています。

芝村：

ほんとうに色々な力がひとつの流れになって、その勝利を導き出したということが話からよく分かりました。森脇さんのように語られる運動家というのは少ないのです。このように語られるから様々な流れというものをひとつの勝利に導かせる力を引き出すことができたということではないかと思います。西淀川裁判の勝利というのは、日本の公害・環境行政、あるいは日本の民主主義にとって、大きな意味を持ったのではないかと思います。四大公害裁判というのが既に終わっていて、それ以後この裁判が始まるわけですが、そういう中で、川崎や倉敷、尼崎のような大気汚染に悩む地域の裁判が次々と起こされ、これも、西淀川の勝利を突破口にして、基本的には勝利の道に、ごく最近は展開されています。その中で、国や道路公団・道路行政にも大きな転換をもたらす基本的な原動力が西淀川裁判の中にあっただと言えるのではないのでしょうか。

つづいて、ラストコーナーに入ってゆきたいと思いますが、この裁判の大きな意味というのは、この裁判の中から公害によって疲弊した西淀川地域を再生しようということで、1996 年の 9 月に、『財団法人 公害地域再生センター』が結成されます。

公害地域の再生というのは、世界的にも色々な形で取り組まれていることではあります

けれども、日本ではもちろん国際的に見ても非常に先進的な取り組みと言えるのではないかと思います。森脇さんは反公害運動の先頭に立って関わっておられるということと、裁判の和解金を基金として設けられた公害地域再生センターの理事長に就任され、現在、地域の再生という課題について、引き続き色々な活動を展開されておられます。そういう反公害運動の経験・成果を踏まえて新たに今取り組みつつある公害地域の再生ということの意味や課題について話していただきたいと思います。

## 日本の公害と被害者の願いを世界へ

森脇：

『公害の冬の時代』というのは、西淀川裁判が勝つか負けるかわからないという、その真っ只中が冬の時代なのですが、この冬の時代を切り開くためにもう一点だけ私たちがやったことは、「やっぱり日本だけじゃだめなのだ」ということです。日本だけでは巻き返しは難しかったということです。世界へ打って出ようと考えたわけです。

最初は、フランスのミッテラン大統領が NGO 招待ということでパリへ行って国際会議で訴えるということがありました。次に、ブラジルで『環境と開発に関する国際会議』というサミットが開かれ、その中で訴えようということで、ブラジルに乗り込みました。この会議で、財界や政府は、日本が「公害を克服した」ということを世界に大宣伝しようとしていました。私たちはせっかく来たんだから、ぜひこの会議でまだまだ公害がおわっていないのだということを明記させるんだと決めて 20 人ほどその中に入り込んで、手を上げて「しゃべらせろ、しゃべらせろ」と言ったのですが、なかなか当ててくれません。最後は強引に出て行って、竹下登さんが話す前に止めて、日本の公害がまだ終わっていないこと、患者が血みどろになって戦っていることを言いました。そして、総括のときに、日本の公害も終わったとは言えない、というまとめになったということで、そこへ追い込んだというのは大きかったと思います。

## 苦闘の歴史から新しい再生の道へ

森脇：

サミットの時代から、環境問題というのががらりと変わってきました。この当時から、日本政府も変わったけれど世の中の見方も変わってきたように思います。だから、西淀裁判が勝利し、よその裁判が判決を迎えるときというのは、もう冬の時代から少し通り過ぎていました。また地元では徹底的に足許を固めていたわけですから、それぞれ勝つ立場にあったということが西淀川のとくと少し違います。だから、第 1 回目の西淀川の判決で、関西電力は、即、控訴してきました。それから和解までの間は何年もの長い日数かかりました。阪神淡路大震災があり変化が起きました。その大震災を経て、関西電力も、大阪ガスも、企業も、私たちも、大打撃を食いました。その時が勝負でした。向こうが弱気になったということもあって、和解の話が一挙に進みました。不幸が災いに転じた感じです。39 億 9000 万円という解決金は一審判決の 10 倍にもものぼる金額でした。

森脇：

少しだけ裏話をすると、2～3次判決が3月29日に決まっており、一万人集める方向で大阪市内のホテル、宿舎を全部押さえました。私たち交渉団は、この判決を取ると意志を固めて交渉にあたりました。被告は判決までをと考えていたとは思えず、力関係が私たちに傾いたと考え行動をとりました。被告はこの前の1次判決のとき6000人で会社を取り巻かれ、深夜まで交渉される事だけは避けたいと考えていたのだと思います。

実は、あおぞら財団をつくろうと思ったのは、前にも述べましたが、四日市に行き「裁判には勝利したが」その街には自然がない、よく考えてみると、本当に裁判に勝って西淀川がきれいになったのでしょうか？肝心なものがないことで、まわりを見るとトンボが飛んでいない。トンボが飛ぶような水辺がない。小鳥が餌にする実のなる木、緑と自然がない。何もないこの大都会を何とかしようと、これまで、ブラジルでの国際会議で学んだことや、イギリス、フランス等行った経験を活かしたい。新しい発想、特に傘木君の「西淀川の街づくり」構想もあって、生み出しました。結果的には、それをどうやってつくっていかうかということで、今まで反対した人たちを全部含めて「行政、企業、住民」がパートナーとなり手をつないで街づくりを行う。先程NO<sub>2</sub>環境基準緩和問題で「大嫌いになった」と言った橋本道夫さんに発起人をお願いしました。それ以外にも数人頼んだら、みんなOKしてくれました。それで、環境庁の中で理解しやすいように日本の団体でトップにいた人全員並べて理事会名簿を出したところ、環境庁も被害者団体が指導する財団を認めてくれました。

ただし、全国（患者会）での運動は絶対にやめない。問題が起これば国と企業に対しても徹底的に戦うことを宣言しました。国民と公害被害者のためになる公害地域を再生する環境庁の認めた財団だと、胸を張って言えるように頑張りたい。実は大変難しい仕事です。これからの活動は、疲弊した公害地域の再生、公害資料の保存、道路公害の対策と政策など、あらゆることを、今、できることからやっています。まちづくりの課題まで話し出したらもう時間が無いので、またの機会にします。

実は、私たち以上に、西淀川弁護団の数々のすばらしい経験と奮闘記はありますが、今日は運動を中心に報告しました。

## 経験、被害の実態を長く伝えてゆきたい

芝村：どうもありがとうございました。

あおぞら財団についてはお手許に小さなリーフレットをお配りしていると思います。これをご覧いただきたいと思います。中を開いていただきますと、あおぞら財団は4つの柱を立てて、「環境再生のまちづくりをすすめる」「公害の経験を伝える」「楽しみながら学ぶ」「公害病患者の健康・生きがいつくり」をすることによって活動しています。折しも、アフガン復興会議でのNGOの扱いが問題になっていますが、わが国において、NGOだとかNPOというものが、色々な意味でもはやされながら、しかし、日本の実態の中では色々な困難を抱えているということ、今回の事態は象徴的に、非常にわかりやすく我々に示



したひとつの例ではないかと思えます。おそらく、あおぞら財団も色々な困難、乗り越えなくてはならない壁を抱えながら、森脇さんを先頭に活動され、新たな展開をしているということで、ぜひ皆様のご理解・ご支援・ご協力をいただけたらと思えます。西淀川における反公害運動の成果をこういう形でも生かして、21世紀につなげてゆく必要があるのではないかと思えます。

今回、リバティおおさかのご尽力で、西淀川の公害経験を伝える催しが行われました。既に皆さま方にご覧いただいたかと思えますけれども、西淀川の資料が展示されております。私も昨日じっくり見せていただいたのですが、あれを見ながら、西淀川の反公害運動が非常に大きな戦いであったということ、多くの人々の苦闘の歴史であったということに改めて感じると共に、そのような苦闘の歴史を知る上で、展示されている資料の重要性、一先ほど少しお話がありましたけれども一特に南竹照代さんの病院で入院中に薬の袋に書いた手記、あるいは、彼女は、中学校時代ほとんど学校に行けなかった、その生徒手帳の欠席届だとか、そういうのを見ながら、ほんとうの資料の持っている迫力といいますか、きれいな字で書かれた手記だとか、きれいな字で丹念に書かれている、それを見れば、彼女の性格がわかります。また、「学校に行きたい」という思いが、非常に伝わってきます。そういう資料というものがなければ、それも無くなってしまうわけです。ぜひ、今日語られた様々な経験、そして被害の実態というものを、我々としては今後長く伝えてゆく活動が続けてゆく、そのことが新たな社会の在り方を考え、そしてやっ払いこうという原動力になるようなことができると考えています。

今日は、森脇さんのいいお話を聞かせていただいて、まだまだほんとうに時間が足りなくて、森脇さんのお気持ちとしても話さなければならないことの半分も話さきれていないというのが率直なご感想であろうと思えます。